

# 国家戦略特区法改正後の養父特区の現状について

令和4年11月  
農林水産省

# 法人農地取得事業の現状

- 本年10月末時点で、6社が「法人農地取得事業」を活用
- 6社の経営面積は35.08haであり、所有面積は1.65haと全体の約4.7%
- 2年前と比べて、6社の経営面積は30.1haから35.08haと拡大しているが、全てリース方式によるもの

法人名 経営面積	所有権 取得 年月	令和2年4月末		令和3年1月末		令和4年10月末	
		総面積(ha)	所有(ha)	総面積(ha)	所有(ha)	総面積(ha)	所有(ha)
ナカバヤシ(株) (ニンニク)	H28.11	9.64	0.31 (3.4%)	9.64	0.31 (3.4%)	10.08	0.31 (3.1%)
(株)Amnak (酒米)	H28.11	12.9	0.65 (5.0%)	18.92	0.65 (3.4%)	23.48	0.65 (2.8%)
(株)やぶの花 (リンドウ)	H29.2	0.79	0.25 (32.3%)	0.79	0.25 (32.3%)	0.60	0.25 (42.6%)
(株)マイファームハニー (蜜源作物)	H30.3	0.02	0.02 (100%)	0.02	0.02 (100%)	0.15	0.02 (10%)
住環境システム協同組合 (レタス)	H29.3	0.13	0.13 (100%)	0.48	0.13 (27.3%)	0.48	0.13 (27.3%)
養父町開発(株) (養蚕)	R2.4	0.29	0.29 (100%)	0.29	0.29 (100%)	0.29	0.29 (100%)
計		23.8	1.65 (6.9%)	30.1	1.65 (5.5%)	35.08	1.65 (4.7%)

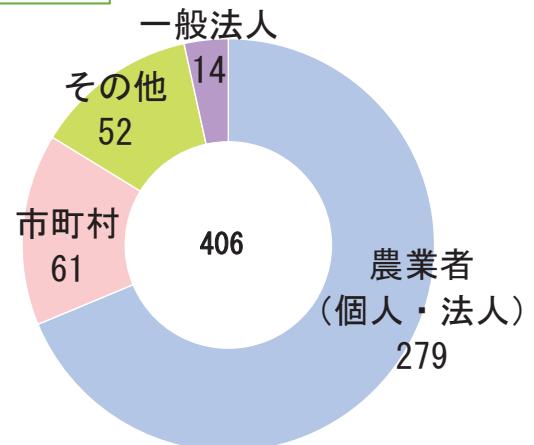
# 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」（第1弾）の結果

10/28国家戦略特区  
諮問会議提出資料

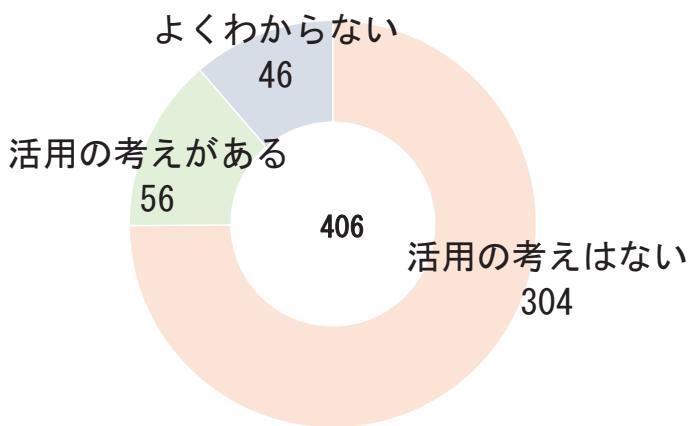
- 法人農地取得事業の活用の希望の有無について、本事業の当事者となり得る市町村、農業者等に対するパブコメ調査を実施したところ、406の回答があった。
- 「活用する考え方がある」と回答した者は56、「活用する考え方はない」と回答した者は304

回答者	活用する考え方がある	活用する考え方はない	よくわからない	計
市町村	16	29	16	61
農業者(個人・法人)	27	226	26	279
一般法人	9	4	1	14
その他(農業会議、 経済同友会、商工会議所等)	4	45	3	52
計	56	304	46	406

【回答者の分類】



【本事業の活用意向】



## 2. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第2弾)の結果

- 法人農地取得事業の活用の希望の有無について、中山間地域を有する全ての市町村（養父市以外の838市町村）に対する調査を実施したところ、690の回答があった。
- 法人農地取得事業を「知っていた」と回答した市町村が212、「知らなかった」と回答した市町村が478
- 「活用する考えがある」と回答した市町村は54、「活用する考えはない」と回答した市町村は308

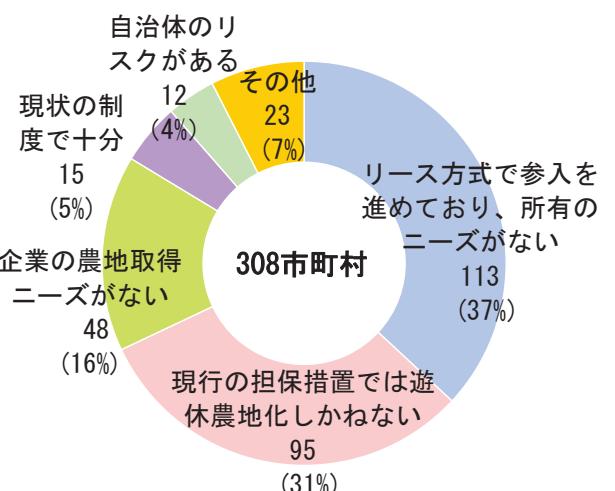
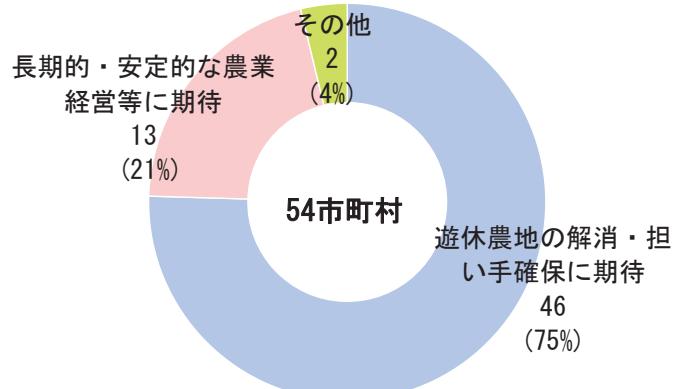
	知ていた	知らなかった	計
法人農地取得事業を知っていたか	212	478	690

	活用する考えがある	活用する考えはない	よくわからない
法人農地取得事業と同様の仕組みを活用する考えがあるか	54	308	327



【活用する考え方がある理由】

【活用する考え方はない理由】



※「その他」：

①今後、ニーズがあった場合、活用を検討

②地域農業の受け皿となることが期待

### 3. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第3弾)の結果

10/28国家戦略特区  
諮問会議提出資料

活用する考えがある	活用する考えはない
<p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>本事業は、<b>担い手不足や遊休農地等の対応に有効な取組・選択肢</b>であり、制度の活用を検討したい</li><li>農地所有適格法人は資本力が劣り農地の購入に資本を回せない。資本力のある一般企業に農地所有を認めることで、<b>相続を理由とした農地売却の相談</b>に応えられる</li><li>個人所有の広大な農地で所有者死亡により処理を有する具体的な案件が存在するため、<b>対応策の一つ</b>になりうると考えている</li></ul>	<p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>地域外の一般企業ではなく、<b>地域の担い手（集落営農等）</b>に農地を集積したい</li><li>個人も農地所有適格法人も<b>規模拡大の大半はリース</b>であり、リースで十分。農地を<b>所有するメリットが感じられない</b></li><li>現行の<b>農地取得規制</b>について、「問題がある」という声を聞いたことはない。また、法人の農地取得自体に必ずしも反対ではないが、リース法人や一般企業から「農地を所有したい」という声も聞いたことがない</li><li><b>一般企業が参入する場合、農地所有適格法人を設立</b>している</li><li>地域外から一般企業が参入した場合、撤退、農地転用、草刈りや水管理等の共同作業に参加しない、コミュニティや農村文化の崩壊等の懸念がある</li><li>市町村による農地の購入は財政的に難しい上、耕作条件が悪い農地を市町村が買い取っても<b>一般企業が買ってくれる保証はない</b>ため、対応できない</li></ul>
<p><b>【農業者・農業関連法人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>地球環境保護、健康増進、安定供給の観点から、<b>自社が上流（生産）まで責任をもって取り組む</b>ためには農地所有が必要</li><li>本事業は<b>営農規模の拡大、新規参入、事業拡大に繋がる</b>ことが期待でき、<b>選択肢の幅が広がり経営資源の投入が進みやすい</b>と考えられるため農地所有を認めて欲しい</li><li>農地の所有により、例えばITを使った生産性の高い農法の開発など、<b>農業分野における研究開発</b>を推進し、イノベーションが生まれる</li><li><b>長期的・安定的な農地の確保</b>や<b>設備投資</b>のためには、リースに加えて所有もさせて欲しい</li><li>農地所有適格法人であるが、<b>経営農地の99%以上は借りており</b>、その農地で<b>収益性が見込める</b>のであれば、<b>購入することもある</b></li><li>一般企業が農業経営を行うことは難しいが、自らの強みである加工、販売等の面で農業者と連携することが日本農業の再生・発展に繋がる</li></ul>	<p><b>【農業者・農業関連法人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>農地を<b>所有したければ農地所有適格法人を設立</b>すれば良く、<b>新たな選択肢は必要ない</b>。経営の大半はリースで、<b>規模拡大もリースが中心</b>である</li><li>農地を<b>所有すると</b>、初期投資がかかる、貸借対照表も重くなる、<b>税金</b>がかかるため、<b>リースが最も良い</b></li><li><b>有機栽培が可能な土壤</b>を作り上げるため、農作物の出来の良し悪しに応じて<b>借入地を入れ替えて</b>いる</li><li>農地を「<b>売りたい</b>」という声は増えているが、<b>購入すると採算が合わない</b>ため、<b>地主から長期で借りている</b>。遊休農地は借りないし買わない</li><li>一般企業の農地所有を認めると、<b>共同作業に参加しない</b>ほか、<b>外国資本の企業の農地所有が可能</b>になり、日本の農地を守れなくなるおそれがある</li><li>地元の農家は大企業と戦う体力がないので、法人農地取得事業を認めた場合、耕作条件の良い農地が買占められるおそれがある</li><li>耕作していない場合、リースであれば所有者の監視の目もあるが、<b>所有であれば手の打ちようがない</b></li><li>農用地区域内にある農地については、「<b>貸しはがし</b>」の実態はない</li><li>農業者・農業法人は覚悟を決めて農業を行っており、<b>本気度は、所有もリースも変わらない</b></li></ul>

# 「改正国家戦略特区法」に係る附帯決議

- 令和3年の「改正国家戦略特区法」を審議した参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会における附帯決議では、
  - ① 養父特区で弊害がないことをもって、特区の全国展開・実施期間の再延長を行わないこと
  - ② ニーズと問題点の調査及び結果の判断に当たっては、株式会社等の農地所有に関する懸念を十分に踏まえること等を決定

国家戦略特別区域法一部改正附帯決議  
(参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会)  
(令和3年5月7日)

- 一 養父市で実施されている法人農地取得事業の農地所有の評価に当たっては、リースではなく農地を所有する目的、所有による効果を明らかにすること。また、農地は地域ごとに特徴が異なるため、**養父市における所有農地で弊害がないことをもって**、この制度の**全国展開及び実施期間の再延長を行わないこと**。さらに、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。
- 四 令和三年度中に国家戦略特別区域以外においても政府が実施する法人農地取得事業に係る**ニーズと問題点の調査**は、その実施目的を明確にし、**全国展開を前提としないこと**。また、その**調査及び結果の判断**に当たっては、**株式会社等の農地所有に関する懸念を十分に踏まえること**。